

図書館協議会の役割

図書館協議会は、図書館法第14条及び白井市立図書館設置条例第3条に基づいて設置され、図書館の運営について館長の諮問に応ずるとともに、図書館サービスについて館長に意見を述べる役割を担っています。

白井市立図書館の場合は、委員10名以内、任期3年と条例で定められています。

○根拠法令等

図書館法

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

白井市立図書館設置条例

（図書館協議会）

第3条 法第14条第1項の規定により、白井市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者並びに公募による市民の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。